

議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成 2 5 年 3 月 2 1 日（木）

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録			
平成２５年３月２１日		開 会	午後３時２０分
		閉 会	午後４時１８分
出席者	委 員	小 林 倫 明 大 田 浩 栄 裕 明 大 崎 秀 治 小野沢 耕一 阿 部 善 博 △森 繁 之 ○沼 倉 孝 太 小 池 義 和 小 林 正 明	
	議 員	議長 中 村 昌 治 副議長 野 元 好 美 オブザーバー 市 川 圭 五十嵐 千 代 臼 井 貴 彦	
欠席者		な し	
説明のため の出席者		な し	
事務局 職 員		佐藤議会事務局長 河本議事課長 川端同課副主幹 竹下同課主査 北野同課主査 平本議会総務課担当課長 渋谷政策調査課長 蔦野同課担当課長 川野同課副主幹	

協 議 事 項	陳情の取り扱いについて 平成２５年相模原市議会３月定例会の運営について 議会だよりの編集方針について その他
傍 聴 者	あり
署 名	委員長　　沼　倉　孝　太

午後 3 時 2 0 分 開会

○沼倉委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は 1 0 名で定足数に達している。

これより日程に入る。

—————◇○○◇—————

陳情の取り扱いについて

○沼倉委員長 陳情の取り扱いについてを議題とする。

お手元に配付している陳情の取り扱いについて協議願いたい。

初めに、内容について、事務局より説明させる。

議事課長。

○河本議事課長 今、お手元に、資料 1－1 と 1－2 ということで、陳情を 2 件配っている。これは 3 月定例会招集日以降に提出されたものである。

資料 1－1 が生活保護停止時に関する陳情ということで介護保険、1 枚めくってもらって、陳情内容としては、高額介護サービス費の利用者負担をゼロ円にしてくれということ。資料 1－2 についても、生活保護停止時に関する陳情ということで、国民健康保険に関するものだが、めくってもらって、陳情内容としては、国民健康保険料をゼロ円にしてくれという内容である。2 つとも、件名は違うが、ほぼ同じ内容で、中身を見てもらうと、2 4 年 1 0 月の生活保護停止に当たって、その後、国民健康保険料とか介護保険料を徴収されるということで、窓口で聞いた金額よりも、実際は高い金額が徴収されているという状況で、介護保険、国民健康保険について、ゼロ円にしてくれという陳情が出た。いずれも生活保護の認定が取り消されたことに起因すると書いてあるが、保険料ゼロ円、利用者負担ゼロ円にしてくれという趣旨だが、通常、制度をこのようにしてくれとか、そういったものが陳情になじむので、窓口で、陳情者に、一般的な内容の陳情のほうが望ましいという話はしたが、どうしてもこの内容で提出したいということで、どちらかというと、個人の保険料をゼロ円にしてくれという内容にもとれるので、いろいろ話した中で、この内容で結構だということだった。ただ、陳情を出したいという意向があれば、こちらも受けざ

るを得ないので受理した経過がある。

実は、議会関係の例規集の慣例で、議会運営委員会でその取り扱いを協議する事項、⑥その他取り扱いを協議することが適当と認められるものに当たるかということで、議運の正副委員長に相談させてもらい、きょう、議運を開かせてもらって、この取り扱いについて協議してもらえればと思っている。

先ほど言ったように、この陳情は3月定例会の招集日以降に提出されたもので、通常であれば、あすの本会議最終日に上程して、次の定例会までの閉会中の継続審査案件という取り扱いになるので、きょうのうちに、この取り扱いについて判断してもらえればということである。

○沼倉委員長 ただいまの説明に対して、質疑、意見等があったらお願いします。

なお、発言の際は、個人情報の取り扱いに十分配慮をお願いしたい。

取り扱いについて、いかがか。――

それでは、各会派に意見を伺う。

新政クラブ。

○阿部委員 ぱっと見たところ、この方は非常に困っていて、本来は、担当課でしっかりと説明をしなければいけない内容かという印象を持った。陳情としてどう取り扱うかという議運の協議なので、個人的な話であれば、担当課できちっと説明すると本人に伝えて、そちらで説明を受けて、納得するまで、担当課で話をしてもらおう。これを陳情として受けた場合は民生委員会になると思うが、この願意の中で、国民健康保険料をゼロにするというのは、ちょっととっぴな印象もあるので、これを見る限りでは、民生委員会で陳情として扱うのはふさわしくないのではないか。内容が正しい正しくないということも、民生委員会でやるような内容ではないように思うので、担当課でしっかりと本人の話を聞いて、困っている内容がきちっと解決するようにしてもらいたい。陳情として我々が議論して、答えを出すようなものではないというので、取り扱わないということでもいいかと思う。

○沼倉委員長 民主・新無所属の会、いかがか。

○小池委員 私どもも、今、新政クラブが言ったことと全く同様に、

結果的にいえば、取り扱わない方向で考えている。

○沼倉委員長 公明党、いかがか。

○栄委員 同じ気持ちである。

○沼倉委員長 日本共産党はいかがか。

○大田委員 共産党としても大体同じ意見だが、かなり生活に困っているというところから、黒塗りを削除したものを各議員に参考配付するか、もしくは事務局に尋ねて、リードオンリーで見る、そのくらいさせてもらって、議員おのおので対応してもいいかと思う。陳情としては、取り扱わない形である。

○沼倉委員長 事務局としてはどうか。

議事課長。

○河本議事課長 個人名が出てくるので、職員の名前も含めて、特定されるということで、個人情報に配慮した中で黒塗りをさせてもらっている。あと、これを陳情として正式に上程するかわからないので、陳情者の名前も黒塗りしたが、もし、これが上程されることになれば、陳情者の名前だけは出てくる。

○沼倉委員長 今説明があったように、黒塗りのある状況の中で判断してもらいたいということである。（「了解した」と呼ぶ者あり）

市民連合、いかがか。

○小林（正）委員 扱いとしては、委員会に付託しても、それはそれで結論を出せばいいだけの話で、あるいは卓上配付という形。慣例として、相模原市議会は、今までどういう経過で対応してきたのか、参考までに事務局にお尋ねしたい。旧城山町議会では卓上配付というのもやっていた。

○沼倉委員長 議事課長。

○河本議事課長 これが上程されるということであれば、今後、配付させてもらうことになる。

○沼倉委員長 市民連合。

○小林（正）委員 私の質問の仕方がまずかったのかもしれないが、正式に上程しないで、卓上配付として扱うというやり方と、上程して、委員会に付託して結論を出すというやり方、どちらをやろうと実際上は同じようなものだろうと思うが、委員会の審査なので、結論を言うわけにいか

ないが、その辺、今までどういう対応をしてきたかということである。

○沼倉委員長 議事課長。

○河本議事課長 例えば、市外の郵送による陳情の取り扱い等は、上程しないで参考配付という形で配らせてもらっているのも、それと同じような形になるかと思う。（「そう決めた場合ですね」と呼ぶ者あり）そうである。

○沼倉委員長 市民連合。

○小林（正）委員 議運で決まった方向に賛同する。

○沼倉委員長 みんなのクラブ、いかがか。

○小林（倫）委員 余りにも個別具体的な事情なので、やはり、市議会で取り扱うのは適切ではないかと考える。

○沼倉委員長 視点とかニュアンス、若干違うところはあるが、基本的には、これは陳情になじまないという意見だったと思う。それでは、これは陳情として取り扱わないということで確認させてもらうが、いかがか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○沼倉委員長 それでは、本件については終わる。

—————◇○◇—————

平成25年相模原市議会3月定例会の運営について

○沼倉委員長 3月定例会の運営についてを議題とする。

内容について、事務局より説明させる。

議事課長。

○河本議事課長 それでは、資料2をごらんいただきたい。

あしたは最終日なので、上程されている議案の委員長報告から採決までお願いするわけだが、通し番号60、委員会提出議案第4号相模原市自殺対策基本条例についての上程が予定されている。民生委員会の関山委員長からの提案説明なるが、提案説明、質疑、討論の後、採決をお願いしたいと思う。

続いて、通し番号61、議提議案第3号特別委員会の設置については、議会基本条例に関する特別委員会の設置について、承認をもらうことになるが、まず、議会運営委員会の沼倉委員長から提案説明してもらって、設

置について承認をもらった後、委員の定数を定めて、その後、委員の選任ということで、議長から指名により、事務局長から名前を読み上げさせてもらう。その後、休憩に入り、正副委員長の互選をお願いし、再開後、議長より正副委員長の氏名の報告をしてもらう。

その後、報告案件が7件あるが、ゴシックになっている通し番号67と68は、直近で配らせてもらったものである。その後、監査報告と包括外部監査報告があり、通し番号71、議提議案第2号2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の日本招致を求める決議だが、これは前回の議運で、共産党を除いた全ての会派と無所属議員から賛同が得られていたので、決議が提出される。提案説明の後、質疑、討論、採決となる。

○沼倉委員長 ただいまの説明に対して、質疑、意見等があったらお願いします。――

なければ、本件については終わる。

—————◇○◇—————

議会だよりの編集方針について

○沼倉委員長 議会だよりの編集方針についてを議題とする。

内容について、事務局より説明させる。

政策調査課長。

○渋谷政策調査課長 それでは、資料3-1をごらんいただきたい。

2月28日、第1回広報部会が開催され、3月定例会にかかわる議会だよりの編集について、会議が開かれた。その席上において、編集方針をどのようにするかということだが、3月定例会は既に始まっていたので、原則、現行の編集方針で対応させてもらいたいということで、その点について、了解はもらっている。

その上で、編集方針を確認する際に案が出てきて、あすになるが、この3月定例会で提案が予定されている案件について、議会だよりに掲載してはどうかということで、各会派の意見がまとまった。具体的にいうと、自殺対策基本条例の制定案、議会基本条例に関する特別委員会の設置案、政務活動費の条例改正の3点について、3月定例会号に記載する方向でということで意見がまとまっている。編集方針の変更になるので、議会運営委

員会が決定権を持っているので、その部会の結果をもって、きょう、諮らせてもらっている。

資料３－１について説明させてもらおうと、７ページ、８ページに載せさせてもらおうということで、事務局で案をつくらせてもらった。１枚めくってもらって、８ページになるが、上段に委員会の審査とあって、下段の半分に、議会基本条例特別委員会を設置、自殺対策条例を制定、政務活動費の交付に関する条例についてということで掲載するということである。

もう１案が資料３－２になるが、７ページに、同じ内容で載せさせてもらおうということで、その場合、予算に対する討論要旨の記載面積が半分になる案を考えている。討論要旨を半分にした場合、８面はどのようなことになるかというと、委員会の審査と常任委員会の予算審査に関する概要が半分ずつになってくる。

いずれかの案で載せさせてもらえればということで、議運で協議してもらえればと思う

○沼倉委員長 ただいまの説明に対して、質疑、意見等があったらお願いします。

いかがか。――

いずれにしても、編集に向けて、どんどん進んでいかなければいけないわけで、議論をずっと持ち越していくわけにいけないので、皆さんに判断してもらえればと思う。

新政クラブ。

○阿部委員 新政クラブとしては、まず基本的な考え方として、広報部会で、自殺対策基本条例の制定、議会基本条例特別委員会の設置、政務活動費の交付に関する条例を載せようと合意したという報告を受けているので、その部分は尊重させてもらう。その実現方法で、討論の部分を削るのか、委員会審査を削るのかということだが、討論のほうは、各会派の皆さんの名前も入っていたり、以前、ここは削らないでほしいという意見もあったと思う。一方で、予算議会の委員会審査ということで、また、今回、文教委員会でのいじめの議論なども入ってくると思うので、こちらを削るのはいかがでしょうかという意見も、当然あるのではないかと思います。

基本的には、自殺対策基本条例も、あした採決ということで、まだ議決

されていない仮の話で、ここで確定することはできないので、各会派の皆さんの意見を伺って、あしたの本会議終了後の議運で決めるような方向性にさせてもらいたいと思う。

○沼倉委員長　　今、新政クラブから、いろいろと発言があった。とりあえず、皆さんの意向を確認した上で、あしたの本会議終了後の議運で決定していく、そういう手続が一番いいと思うが、いかがか。

それでは、意向だけ確認させてもらう。――

市民連合。

○小林（正）委員　　委員長の発言は、きょうは結論を出さないで、あすに持ち越すという意味だと私は思ったが、違うのか。

○沼倉委員長　　今、新政クラブから、皆さんの意向の確認をということがあったので、結論ではなくて、まず、意向だけ確認させてもらいたい。

民主・新無所属の会。

○小池委員　　とりあえず、あした、自殺対策基本条例が可決されてから話をするということでもいいと思うが、意向だけは今主張してもいいのか。

○沼倉委員長　　はい。

○小池委員　　私どもは、やはり予算議会ということを考えると、ほとんどが予算とか一般会計予算に対する討論だと思うので、資料３－２のように、常任委員会の予算審査に関する概要が載っていないと、見る方が何に対しての討論なのかわからないという話があるので、意向としては、資料３－２の編集でやってもらえたらと思っている。

○沼倉委員長　　公明党はいかがか。

○栄委員　　あした結論を出すということで結構だが、一応、意向としては、資料３－１という意見だった。

○沼倉委員長　　共産党はいかがか。

○大田委員　　共産党としては、やっぱり予算議会に対する討論というのは重要ということで、資料３－１のほうを採用するという形である。

○沼倉委員長　　市民連合、いかがか。

○小林（正）委員　　広報部会の意向は、基本的に両方とも尊重されていると思うが、先ほど民主・新無所属の会だったか、委員会審査のほうより詳細にというのは資料３－２という意見があったが、３－２も３－１

も同じようなスペースで書いてあるような感じがするが、私もその辺がちょっとよくわからない。（「資料３－１は全くない」と呼ぶ者あり）この裏側もか。（「常任委員会の予算審査に関する概要というのがない。議案だけしかない」と呼ぶ者あり）なるほど。済まない、あすまでに結論を出す。

○沼倉委員長 みんなのクラブはいかがか。

○小林（倫）委員 広く議案を扱っている委員会の審査のほうが広くあるべきだと考えるので、資料３－２を支持する。

○沼倉委員長 今、ちょうど割れているが、いずれにしても、皆さんの意向を確認したということは、あしたまでには結論は出したいと思っている。そんなことも念頭に置いてもらいたい。あしたの流れでどのようになるかわからないが、いずれにしても、広報部会に迷惑がかからないというか、議論が速やかに進む方向にもっていきたいので、では、あすの決定ということで、よろしくお願いします。

政策調査課長。

○渋谷政策調査課長 それでは、あすに結論ということで、よろしくお願いします。

あと１点、重ねて確認できればと思うが、広報部会から、事務局で議運に対して確認してほしいという依頼を受けている。今回のように、広報部会で全会派が一致して、編集方針、内容をこのようにしようと決めた際、最終的な決定を再度、議運に諮らなくてはいけないことについては、どういう取り扱いなのかを再度確認してほしいということがあった。それについても協議してもらえればと思う。

○沼倉委員長 今、改めて、広報部会から、確認をしてほしいという意見があったという説明があったが、これに対して意見等があったらお願いします。

新政クラブ。

○阿部委員 意見が一致したものは、当然、我々の中からメンバーが出ているので、道理としては、こちらも一致していくことになるが、あくまでも発行の責任は最終的に議運にある。当然、４月１７日の議会運営委員会で、３月定例会の議会だよりの紙面の構成等は確認するし、また今回

のように、大幅な変更というか、特殊な例があれば、当然、議運で確認するし、あくまでも、広報部会で一致したとしても、最終的には議運で確認するのは最低限のルールだと思う。これはその他の部会とか、例えば議会改革等に関する検討会なども全く同じルールでやっているの、広報部会の決定がそのまま、議運で見ないで変更がなされるということはないという理解である。

○沼倉委員長 ほかに発言があるか。

市民連合。

○小林（正）委員 筋としてはそのとおりだと思うが、広報部会のメンバーとしては、そこで合意されたのだから、基本的にはそれを尊重してほしいという気持ちもあると思う。だから、我々は基本的に受ける立場としては、確かに諮問的にやっているが、報告を受けて確認するというぐらいの気持ちで対応するということでもいいのではないかと思う。（「今のは意見でいいのか、合意するのか」と呼ぶ者あり）

○沼倉委員長 今、市民連合から、報告を受けて確認するという話があったが、これはあくまでも心情的なものということで、議運の場で確認というのが一つのルールだと受けていいのか。

市民連合。

○小林（正）委員 要するに、広報部会で合意されたものを議運で再度確認といっても、確認ができないと言って突っ返すことは、基本的にはないと思う。実質的に、報告を受けるという形になると思う。そこで一致されたものは、議運としては最大限尊重していくということを、ここで合意しておけば十分ではないかと思う。（「それはだめですよ」と呼ぶ者あり）

○沼倉委員長 新政クラブ。

○阿部委員 議会運営委員会で発行できないようなものが出てきた場合は、発行を延期するとか、我々は責任を持って確認しなければいけないと思っているので、合意したんだから、議運は見なくてもいいとは言えないので、きちっと確認するつもりでいるし、また、そういうものを上げてくれると信じているが、私たちだけでなく、いろいろな議運のメンバーが、それぞれ発言の権利として、広報部会から上がったものについて、議

会としての判断を下す場だから、しっかり協議はしなければいけないと思うし、広報部会の方も、そういう前提で、手順にのっとって、最終確認の場に出せばいいものを議論してくれるのか、それとも今回みたいに、途中で議運で確認するものを議論するのか、そこはまた、おいおい出てくると思うので、気持ちとしては同じだが、ルールとしては、きちっと議運で確認するという事で合意してもらいたいと思う。

○沼倉委員長 ほかに意見があるか。

公明党。

○栄委員 確かに、ルールは大事にすべきだと思う。ただ、広報委員の側から考えると、やる気をそがれてしまうと、ちょっと心配する部分もあって、そういうことがあってはならない。先ほど市民連合が言われた部分も、多分、入っているのではないかという気がするが、そういうところを間違った方向に行かないように、新政クラブからも気持ちの中ではという表現があったが、議運のほうに戻ってきたものを一応認めるという方向性にあったほうがいいという気持ちはある。新政クラブが言うように、ちょっとまずいものがあれば、それはきちんと修正する必要があると思う。せっかくやる気のある方が広報委員になっているわけで、その価値をきちんと生んでいくためには、そこを大事にしていく必要がある。一応、ルールはルールとして、きちんと守るべき。その上で、我々議運がきちんとそれを受けていく、認めていくという姿勢、努力、それから、どうしても厳しいものは、明確に否定して修正するという方向性でいいのではないかと思う。

○沼倉委員長 ほかに何か発言があるか。

新政クラブ。

○阿部委員 私はどうしても、今、議会改革等に関する検討会が動いているので、そちらと位置づけはほぼ同じ、最終決定権は議運にあるので、広報部会だけということではなくて、風通しよく、同じ会派から出ている人たちなので、そこは私どもの中でも、きちっとそごのないようにするので、原理的には、道理としては、うちの会派で確認したものが、ここにも同じところから出てくるので、広報部会で一致したものが議運で通らないということはある得ないが、きちっとした手順としての確認は、やっぱり

議運でしたいと思う。ただ、広報部会の皆さんも、風通しよくというか、意欲とか、一生懸命やってくれる部分で、さらに議論する中で進む部分もあるだろうから、その辺は、お互いにやりとりしながら、今回の新しい構成についても、きちっと議運で確認して盛り込めるようにできるので、その手順は尊重しながら、風通しよくやっていくような形で、今後また別の形で、例えば特別委員会とか、そういう議論があるのであれば、またそのときに議論していくような形で、今は、とりあえず、きちっと議運で確認するという部分があればいいと思う。決して認めないということではないので、誤解ないようにお願いしたいと思う。

○沼倉委員長 ほかに。

共産党。

○大田委員 私は広報部会委員だが、広報部会内での議論は、1回1回、今回のように、何か変更するたびに、議運に諮らないといけないのか、それとも、最終の案だけ、議運に諮ればいいのかということはどうしようかということだったが、今の新政クラブの話だと、とりあえず尊重して、最終確認を議運で行う、ある程度自由度はあるということでもいいか。

○沼倉委員長 今の話は、事務局側は、作業が前に進まないような、編集方針にまでかかわるような案件に関して、今回上がってきたが、通常の中身をいじる分には、最終でいいのだろうと思う。（「大きな内容変更があった場合は」と呼ぶ者あり）最終確認では間に合わないのか、事務局、そういうことでもいいのか。

政策調査課長。

○渋谷政策調査課長 議会だよりの記載方法を変えるということは、編集方針を変えるということなので、大きい、小さいは余り関係ない。今ある編集方針を変える場合の決定権は議運にあるということが再度確認されているので、その都度、議運の了解をもらって、発行に間に合うように決定してもらうということが出てくる。

○沼倉委員長 いいか。

新政クラブ。

○阿部委員 誤解があるといけないので、一言。新政クラブの中で同じ議論があった。今回はたまたま、きょう、あした、21、22日に議運

があって、その前に1回、広報部会があったから、そこで条例を載せようとか、ちょっと大きい変更についても、議論してまとめた部分をここで諮ろうといういとまがあったが、例えば、あした22日の3月定例会最終日の議運を過ぎてしまった場合、次が議会だよりのための議運で、招集するいとまがない。例えば、そこで今回みたいに、討論を割くのか、委員会審議を割くのかというような大きい議論が出た場合、広報部会ではまとめたとしても、例えば、まだ議論の余地があるような場合、当然、市議会だよりの発行を延期しなければいけないような事態があってはならないので、そういう大きな話があれば、議運が最終的には見るが、必ず最後には市議会だよりのための議会運営委員会は開かれるので、ただ、そういう大きいものがあるのであれば、事前にもう少しいとまをとったりという作業は結論としては必要になると思うが、ただ、してはいけないというわけでもないし、手続的には、ちょっと時間をとったり、手間暇かかってしまう部分はあると思うので、そういう認識である。

○沼倉委員長 ほかに何か発言があるか。――

なければ、いろいろと話があったが、変更に関しては、議運が責任を持って、報告をもらって協議をするということで、広報部会から事務局側に確認してくれということだが、結論的にはそういうことだが、十分誤解のないようにというか、皆さんのやる気に支障のないような、十分合意されたものには配慮をということは皆さん言っていたので、そのこともあわせて伝えてもらいたいと思う。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、この件については、そのようにさせてもらった。

—————◇○○◇—————

その他

○沼倉委員長 その他を議題とする。

何か発言等があったらお願いします。

議事課長。

○河本議事課長 先ほど、あすの最終日の日程の説明をする際に、議提議案で議会基本条例に関する特別委員会の設置が提出されると話したが、前回の議運で、委員名簿については、各会派から出されて、11名の委員

が決まったが、委員長職については、最大会派の新政クラブからという意向が示されている。ただ、副委員長職の取り扱いについては、意見が出されていなかったなので、確認させてもらえればと思う。

○沼倉委員長 ということだが、皆さん、どのように取り計らうか。何か発言があるか。

民主・新無所属の会。

○小池委員 議会基本条例に関する特別委員会、委員長は一番人数の多い新政クラブに出してもらったということで、皆様がよければ、2名ずつ出している私ども民主・新無所属の会と公明党とで話をさせてもらって、副委員長を選出させてもらえればと思っている。

○沼倉委員長 今、そういう提案がなされたが、それに対して、皆さん、いかがか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○沼倉委員長 異議ないので、そのように取り扱う。

では、きょうじゅうに協議をして、事務局のほうに報告してもらおうようにお願いします。

そのほか、何か発言等があったらお願いします。

新政クラブ。

○小野沢委員 先ほど、議会だよりの編集方針についてはあしたに持ち越されたが、今回、政策立案で委員会提出議案が出てくる。これについて、議会だよりのなので、皆さん方の意向も踏まえてだが、1面の写真はかなり大きいものだろうと思うが、これを多少縮小してでも、自殺対策基本条例の関係については1面にもっていったらどうかと、とりあえず提案だけして、各会派、あしたの議運で議論してもらえればと思う。

○沼倉委員長 事務局側から資料3-1、3-2ということで提案があって、どちらかという投げかけをしていたが、その他の中で、自殺対策基本条例の関係を1面にもってくるのはどうかという提案があったので、それもあわせて持ち帰ってもらいたいと思う。（「そのスペースが1面に行くと、資料3-1、3-2の案自体がなくなってしまう」と呼ぶ者あり）

新政クラブ。

○小野沢委員 移すことについて、全面的に移すのか、見出しだけ、

例えば7面に来ると、初めてのこういう条例が、一番後ろだと、ぱっと見られるだろうが、そういうことで、表記だけでもできればというのを含めてである。

○沼倉委員長 政策調査課長。

○渋谷政策調査課長 編集については、議運が決定権を持っているので、議運の場で確定してもらったら、いかようにでも対応するが、今、1面に載せるものは決まっていて、その大きなタイトルを決めるときに、通常は「予算案成立」などと書くが、そこに「自殺対策条例制定」ということを引っ張ってくる程度だったら、さほど事務も変わってこないが、条例の全文、解説等を1面に載せるとなると、現行、1面にある記事をどこに載せるかということが出てくる。今まで1面に載っている記事は、1面に載る書き方をされていて、全体をまとめた文が載っている。その文は1面以外には載らない、2面、3面があいたから、そこに持ってきていいかという、移動できない内容なので、記載内容を考え直す必要が出てくるので、少し時間がかかる。2面、3面に影響が出たら、従前からある2面、3面をどうするのかという話も出てくるので、1面の記載内容を大きく変えることについては、3月定例会号の発行に向けては、かなり厳しいと承知してもらえればと思う。

○沼倉委員長 新政クラブ。

○小野沢委員 いずれにしろ、議会の委員会としても第1号だし、写真を若干小さくしても、1面で何らかの表示をしてもらえればという提案にしておく。それも含めて、あした、方向を出してもらえればと思う。

○沼倉委員長 冒頭に、資料3-1、3-2、それからもう一つの提案という話をしてしまったが、訂正させてもらう。今、新政クラブからあった一つの提案について、どう取り扱うか、協議しなければいけないと思う。このことに関して、皆さんの意見を伺いたいと思うが、いかがか。

新政クラブ。

○小野沢委員 唐突に出したが、もし1面に表示するとしたら、写真を縮小して、どの程度の表示になるのか、皆さんの意見をもらうのに、参考として、事務局に伺う。

○沼倉委員長 政策調査課長。

○渋谷政策調査課長 1 面の見出しに自殺対策条例を使うことについて、これは 1 1 月 1 日号だが、1 面の見出しについて、ここは普通、「予算案成立」というようなタイトルが出てくるが、そこに「自殺対策条例制定」ということを引っ張ってくるのだったら、何ら問題はない。どういった見出しにするかということなので、見出しの支持をもらえたら、その支持に沿って作成できるので、事務作業は変わりないと思っている。

○沼倉委員長 今、事務局から説明があったが、第 3 案ということで取り扱っていいか。（「別の話だろう」、「資料 3－1、3－2 はどっちかと、それから、入れるかどうかというのは、また別に持ち寄りで」と呼ぶ者あり）では、新政クラブから出た案も持ち帰りということで、あした、結論を出したいと思う。

ほかに何か発言があったら願います。――

なければ、私から発言させてもらう。

昨年 12 月 11 日の議運において、新政クラブより、大型モニターの設置については、60 型よりも大きいものを設置願いたいとの旨が述べられ、正副委員長へ一任となっていたが、協議を行った結果、80 型以上であると、価格面や設置工事等で支障を来すおそれがあること、また、70 型であれば、価格面や設置工事において、それほど支障を来すことがないと判断させてもらった結果、モニターの設置については、70 型で提案させてもらいたいと思うが、各会派の意見があったら願います。――

民主・新無所属の会。

○森委員 80 型になると、価格と重さがどんと上がって、規格外になる。今の壁だと、落ちてしまう可能性があって、安全面で不安がある。（「サイズの寸法はわかるのか」と呼ぶ者あり）

○沼倉委員長 議事課主査。

○北野議事課主査 サイズ的には、これが 52 型で、これは違うもののカタログの数字だが、本体の幅が 119 センチということで 120 センチぐらいだが、同じカタログの中で 70 型になると、157.8 センチということで、幅としては 40 センチぐらい大きくなる。（「模造紙を張って見せてもらって確認してもらってもいい」、「一旦終わってから、もう 1 回、議場に模造紙を張ってみて、確認するということがいいのではない

か」と呼ぶ者あり)

○沼倉委員長 それでは、イメージをつかむために、議場に模造紙を張って確認する作業を行った中で、あした、皆さんに決断してもらいたいと思うが、いいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、以上でその他を終わる。

次回の議会運営委員会は、３月２２日本会議終了後に開会する。

以上で議会運営委員会を閉会する。

午後４時１８分 閉会